

奈良市公有財産売却（以下「公有財産売却」といいます）をご利用いただくには、以下の「誓約書」および「奈良市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「本ガイドライン」をよくお読みいただき、同意していただくことが必要です。

奈良市公有財産売却 ガイドライン

奈良市インターネット公有財産売却（以下「公有財産売却」といいます）をご利用いただくには、以下の「誓約書」および「奈良市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「本ガイドライン」といいます）」をよくお読みいただき、同意していただくことが必要です。また、公有財産売却の手続きなどに関して、本ガイドラインとKSI官公庁オークションに関する規約・ガイドラインなどとの間に差異がある場合は、本ガイドラインが優先して適用されます。

誓約書

以下を誓約いたします。

奈良市の公有財産売却に参加するに当たっては、以下の事項に相違ない旨確約のうえ、奈良市インターネット公有財産売却ガイドライン及び貴市における入札、契約などに係る諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに貴市の指示に従い、貴市に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、貴市に対し一切異議、苦情などは申しません。また、入札参加資格の確認のため必要な場合には、申込者（法人の場合は役員等を含む）について貴市が奈良警察署他に照会することに同意します。

1. 私は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者および同条第2項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しません。
2. 私は、次に掲げる不当な行為は行いません。
 - (1) 正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。
 - (2) 入札において、その公正な執行を妨げ、また公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得るために連合すること。
 - (3) 落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げること。
 - (4) 契約の履行をしないこと。
 - (5) 契約に違反し、契約の相手方として不適当と奈良市に認められること。
 - (6) 入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
 - (7) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不適当と認められること。
 - (8) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。

3. 私は、貴市の公有財産売却に係る「公有財産売却ガイドライン」「入札公告」の各条項を熟覧し、および貴市の現地説明、入札説明などを傾聴し、これらについてすべて承知のうえ参加しますので、後日これらの事柄について貴市に対し一切異議、苦情などは申しません。

第1 公有財産売却の参加条件など

1. 公有財産売却の参加条件

（以下のいずれかに該当する方は、公売へ参加することおよび物品を買い受けられません。また、（1）か

ら（4）に該当する方は、代理人を通じて参加することもできません）

（1）国税徴収法第92条（買受人の制限）または同法第108条第1項各号（公売実施の適正化のための措置）に該当する方。

（2）奈良市が定める本ガイドラインおよびKSI官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない方。

（3）公売財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方。

（4）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員等に該当する方。

*暴力団員等とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。

（5）20歳未満の方。ただし、その親権者などが代理人として参加する場合は除きます。

（6）日本語を完全に理解できない方。ただし、その代理人が日本語を理解できる場合は除きます。

（7）日本国内に住所、連絡先がいずれもない方。ただし、その代理人が日本国内に住所または連絡先がある場合を除きます。

2. 公有財産売却の参加にあたっての注意事項

（1）公有財産売却は、地方自治法などの規定にのっとって、奈良市が執行する一般競争入札およびせり売り（以下「入札」という）の手続きの一部です。

（2）売払代金の残金の納付期限までにその代金を正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第167条の4第2項第5号に該当するとみなされ、一定期間奈良市の実施する入札に参加できなくなることがあります。

（3）公有財産売却に参加される方は、入札保証金を納付してください。

（4）公有財産売却に参加される方は、あらかじめインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」といいます）上の公有財産売却の物件詳細画面や奈良市において閲覧に供されている公告などを確認し十分に調査を行ったうえで参加してください。

（5）売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する売却システムを採用しています。公有財産売却の参加者は、売却システムの画面上で公有財産売却の参加申し込みなど一連の手続きを行ってください。

ア. 参加仮申込み

売却システムの売却物件詳細画面より、公有財産売却の参加仮申込みを行ってください。

イ. 参加申込み（本申込み）

参加仮申込を行った後、奈良市ホームページから下記書類を令和8年2月10日（火）までに郵送で提出してください。

■提出書類

- ・せり売り参加申込書※署名又は記名押印必須
- ・公的機関発行の証明書（運転免許証、保険証、旅券等）のコピー1通（法人にあっては登記事項証明書のコピー）

■宛先

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市総合政策課企画推進係 宛

3. 個人情報の取り扱いについて

（1）公有財産売却に参加される方は、以下のすべてに同意するものとします。

ア. 公有財産売却の参加申し込みを行う際に、住民登録などのされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、登記事項証明書（現在事項全部証明書）に登記されている所在地、名称、代表者氏名など）を公有財産売却の参加者情報として登録すること。

イ. 入札者の公有財産売却の参加者情報およびKSI官公庁オークションのログインID（以下「ログインID」といいます）に登録されているメールアドレスを奈良市に開示し、かつ奈良市がこれらの情報を奈良市公文書取扱規程（昭和23年訓令甲第2号）に基づき、5年間保管すること。

・奈良市から公有財産売却の参加者に対し、ログインIDで認証されているメールアドレスに、公有財産売却の財産に関するお知らせなどを電子メールにて送信することができます。

ウ. 落札者に決定された公有財産売却の参加者のログインIDに紐づく会員識別番号を売却システム上において一定期間公開されること。

エ. 奈良市は収集した個人情報を地方自治法施行令第167条の4第1項に定める参加条件の確認または同条第2項に定める一般競争入札の参加者の資格審査のための措置などを行うことを目的として利用します。

(2) インターネット公有財産売却における個人情報について

奈良市が紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する官公庁オークションシステムを利用して行うインターネット公有財産売却における個人情報の収集主体は行政機関になります。

第2 公有財産売却の参加申し込みおよび入札保証金の納付について

入札するには、公有財産売却の参加申込みと入札保証金の納付が必要です。公有財産売却参加申込みと入札保証金の納付が確認できたログインIDでのみ入札できます。

1. 公有財産売却の参加申込みについて

売却システムの画面上で、住民登録などのされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、登記事項証明書（現在事項全部証明書）に登記されている所在地、名称、代表者氏名など）を公有財産売却の参加者情報として登録してください。

- ・法人で公有財産売却の参加申込みをする場合は、法人代表者名でログインIDを取得する必要があります。
- ・個人または法人において、代理人に参加申込みの手続きをさせる場合は、代理人のログインIDにより、代理人が参加申し込みの手続きを行うことができます。代理人を立てる場合は、売却システムの画面上で、代理人による手続きの欄の「する」を選択してください。委任状及び代理人（受任者）の公的機関発行の証明書（運転免許証、保険証、旅券など）のコピーを添付のうえ、提出期限までに奈良市に提出してください。
- ・原則として、入札開始前までに奈良市が必要書類の提出を確認できない場合、入札に参加できません。

2. 入札保証金の納付について

(1) 入札保証金とは

地方自治法施行令第167条の7で定められている、入札する前に納付しなければならない金員です。入札保証金は、奈良市が売却物品（公有財産売却の財産の出品物品）ごとに予定価格（最低落札価格）の100分の10の金額を定めます。

(2) 入札保証金の納付方法

入札保証金の納付は、売却物件ごとに必要です。入札保証金は、奈良市が売却物件ごとに指定する方法で納付してください。

本件については、クレジットカードによる納付のみとなります。

※入札保証金には利息を付しません。

※原則として、入札する日までに奈良市が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。奈良市が納付を確認できるまで期間を要する場合があります。

■クレジットカードによる納付方法

売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申込みを行い、入札保証金を所定の手続きに従って、クレジットカードにて納付してください。クレジットカードにより入札保証金を納付する参加者およびその代理人（以下、「参加者など」という）は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理をSBペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。参加者などは、公有財産売却手続きが終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。また、参加者などは、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、参加者などの個人情報をSBペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。

- ・「申込書」の入札保証金納付方法欄の「クレジット」に「○」をしてください。
- ・VISA、マスターカード、JCB、ダイナースカード、アメリカンエキスプレスカードの各クレジットカードを利用できます（各クレジットカードでもごく一部利用できないクレジットカードがあります）。
- ・法人で公有財産売却に参加する場合、当該法人の代表者名義のクレジットカードをご使用ください。

(3) 入札保証金の没収

公有財産売却の落札者が納付した入札保証金は、落札者が期限までに売払代金の入金に応答しない場合は没収し、返還しません。

(4) 入札保証金の契約保証金への充当

公有財産売却の落札者が納付した入札保証金は、落札者の提出する申請書に基づき、売払代金に全額充当します。

第3 セリ売形式で行う公有財産売却の手続き

セリ売形式の売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する自動入札システムおよび入札単位を使用しています。

本章における入札とは、売却システム上の「入札額」欄へ希望落札金額の上限を入力することおよび入力した上限以下の範囲で行われる自動入札をいいます。また、本章においては、「入札」はセリ売形式の入札を、「入札者」はセリ売りの参加申込者を、「入札期間」はセリ売期間を指します。

公有財産売却への入札

(1) 入札

入札保証金の納付が完了したログインIDでのみ、入札が可能です。入札は、入札期間中であれば何回でも可能です。ただし、売却システム上の「現在価格」または一度「入札額」欄に入力した金額を下回る金額を「入札額」欄に入力することはできません。一度行った入札は、入札参加者などの都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。なお、入札期間の自動延長は行いません。

(2) 入札をなかったものとする取り扱い

奈良市は、地方自治法施行令第167条の4第1項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取り消し、なったものとして取り扱うことがあります。入札期間中にその時点における最高価格の入札をなったものとした場合、当該入札に次ぐ価格の入札を最高価格の入札とし、セリ売りを続行します。

落札者の決定など

(1) 落札者の決定

入札期間終了後、奈良市は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。また、売却システム上では、2人以上が同額の入札価格（上限）を設定した場合、先に設定した人を落札者として決定します。

(2) セリ売終了の告知など

奈良市は、落札者を決定したときは、落札者のログインIDに紐づく会員識別番号と落札価格を売却システム上に一定期間公開することによって告げ、セリ売終了を告知します。

(3) 奈良市から落札者への連絡

落札者には、奈良市から入札終了後、あらかじめログインIDで認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。共同入札者が落札者となった場合は、代表者にのみ落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

・奈良市が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、奈良市が落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の残金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、保証金を没収し、返還しません。

(4) 落札者決定の取り消し

入札金額の入力間違などの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は原則返還しません。

売却の決定

(1) 落札者に対する売却の決定

奈良市は、落札後、落札者に対し電子メールにより売却に関する案内を行います。

売却の決定金額は落札者が入札した金額とします。

落札者が奈良市からの案内に応答しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しません。

(2) 売却の決定の取り消し

落札者が契約締結期限までに案内に応答しなかったときおよび落札者が公有財産売却の参加仮申込みの時点で18歳未満の方など公有財産売却に参加できない者の場合に、売却の決定が取り消されます。

この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還されません。

売払代金の残金の納付

(1) 売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した入札保証金を差し引いた金額となります。

(2) 売払代金の残金納付期限について

落札者は、売払代金の残金納付期限までに奈良市が納付を確認できるよう売払代金の残金を一括で納付してください。

売払代金の残金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合、事前に納付された保証金を没収し、返還しません。

(3) 売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金は奈良市が発行する納入通知書によって納付してください。なお、売払代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。また、売払代金の残金納付期限までに奈良市が納付を確認が必要です。

※クレジットカードによる売払代金の納付はできません。

5. 入札保証金の返還

(1) 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。

公有財産売却の参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合も、入札保証金は入札終了後に返還いたします。

ただし、クレジットカード決済の場合、返還時にクレジットカード会社から入札保証金の引き落としは行いません。なお、クレジットカード会社の決済処理の都合上、実際に入札保証金が引き落とされた後、翌月以降に返還される場合がありますので、ご了承ください。

第4 公有財産売却の財産の権利移転および引き渡しについて

物品は、売払代金の残金納付確認後、売却代金納付時の現状のままで、奈良市が指定する場所において直接引渡します。

物品の引渡しは売払代金の現状有姿で行います。

売払代金の残額納付時または奈良市の引渡し指定日に引渡しを行います。

物品の引渡しを受ける際には、落札者本人確認のため、本人確認ができる公的機関発行の証（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）および奈良市より落札者へ送付された電子メールを印刷したものを持参してください。なお、代理人が公有財産の引渡しを受ける場合には、落札者本人が作成した「委任状」と奈良市より落札者へ送付された電子メールを印刷したもの、および代理人の本人確認ができる公的機関発行の証を持参してください。

送付時の事故などによって物品が破損、紛失などの被害を受けても、奈良市は一切の責任を負いません。

引渡しに係る一切の費用は、落札者の負担となります。

引渡しを受けた後、受領書を提出してください。

第5 注意事項

売却システムに不具合などが生じた場合の対応

(1) 公有財産売却の参加申し込み期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することができます。

ア. 公有財産売却の参加申し込み受付が開始されない場合

イ. 公有財産売却の参加申し込み受付ができない状態が相当期間継続した場合

ウ. 公有財産売却の参加申し込み受付が入札開始までに終了しない場合

エ. 公有財産売却の参加申し込み受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申し込みを取り消すことができない場合

(2) 入札期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することができます。

ア. 入札の受付が開始されない場合

イ. 入札できない状態が相当期間継続した場合

ウ. 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合

(3) 入札期間終了後

売却システムに不具合などが生じたために、入札終了後相当期間経過後も落札者を決定できない場合は公有財産売却の手続きを中止することができます。

売却の中止

参加申し込み開始後に売却を中止することができます。公開中であっても、やむを得ない事情により売却を中止することができます。

(1) 売却の中止時の入札保証金の返還

売却の全体が中止となった場合、入札保証金は中止後返還します。

売却の参加を希望する者、売却の参加申込者および入札者など（以下「入札者など」という）に損害などが発生した場合

（1）売却が中止になったことにより、入札者などに損害が発生した場合、奈良市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

（2）売却システムの不具合などにより、入札者などに損害が発生した場合、奈良市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

（3）入札者などの使用する機器および売却の参加者などの使用するネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公有財産売却の参加申し込みまたは入札に参加できない事態が生じた場合においても、奈良市は代替手段を提供せず、それに起因して生じた損害について責任を負いません。

（4）売却に参加したことにより入札者などに損害が発生した場合、奈良市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

（5）売却の参加者などが入札保証金を自己名義（法人の場合は当該法人代表者名義）のクレジットカードで納付する場合で、クレジットカード決済システムの不備により、入札保証金の納付ができず売却の参加申し込みができないなどの事態が発生したとき、それに起因して入札者などに生じた損害について、奈良市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

（6）売却の参加者などの発信もしくは受信するデータが不正アクセスおよび改変などを受け、公有財産売却の参加続行が不可能となるなどの被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず、奈良市は責任を負いません。

（7）売却の参加者などが、自身のログインIDおよびパスワードなどを紛失もしくは、ログインIDおよびパスワードなどが第三者に漏えいするなどして被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず奈良市は責任を負いません。

公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間

公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面上に示され

た期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

リンクの制限など

奈良市が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、奈良市物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。

また、売却システム上において、奈良市が公開している情報（文章、写真、図面など）について、奈良市に無断で転載・転用することは一切できません。

システム利用における禁止事項

売却システムの利用にあたり、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 売却システムをインターネット公有財産売却の手続き以外の目的で不正に利用すること。
- (2) 売却システムに不正にアクセスすること。
- (3) 売却システムの管理および運営を故意に妨害すること。
- (4) 売却システムにウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- (5) 法令もしくは公序良俗に違反する行為またはそのおそれのある行為をすること。
- (6) その他売却システムの運用に支障を及ぼす行為またはそのおそれのある行為をすること。

準拠法

このガイドラインには、日本法が適用されるものとします。

インターネット公有財産売却において使用する通貨、言語、時刻など

- (1) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨は、日本国通貨に限り、入札価格などの金額は、日本国通貨により表記しなければならないものとします。

- (2) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語は、日本語に限ります。売却システムにおいて使用する文字は、JIS第1第2水準漢字（JIS（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格）X0208をいいます）であるため、不動産登記簿上の表示などと異なることがあります。

- (3) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻は、日本国の標準時によります。

奈良市インターネット公有財産売却ガイドラインの改正

奈良市は、必要があると認めるときは、このガイドラインを改正することができるものとします。

なお、改正を行った場合には、奈良市は売却システム上に掲載することにより公表します。改正後のガイドラインは、公表した日以降に売却参加申し込みの受付を開始するインターネット公有財産売却から適用します。

その他

官公庁オークションサイトに掲載されている情報で、奈良市が掲載したものでない情報については、奈良市インターネット公有財産売却に関する情報ではありません。

インターネット公有財産売却における個人情報について

行政機関が紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する官公庁オークションシステムを利用して行うインターネット公有財産売却における個人情報の収集主体は行政機関になります。

クレジットカードで入札保証金を納付する場合

クレジットカードにより入札保証金を納付する参加者およびその代理人（以下、「参加者など」という）は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、

クレジットカードによる請求処理をSBペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。参加者などは、公有財産売却手続きが終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。また、参加者などは、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、参加者などの個人情報をSBペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。